

平成21年3月26日
警察庁交通局

「緊急自動車の指定に関し、医療機関において必要とされる体制の基準」
について定める国家公安委員会告示案について

1 制定の趣旨

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第12号。以下「改正令」という。）により、都道府県公安委員会が緊急自動車として指定することができる自動車に、在宅ホスピスにおける医師の緊急往診に使用する自動車が追加された。

改正令によって新たに緊急自動車の指定を受けることができることとなった自動車は、「重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当する」医療機関の医師が緊急往診に使用する自動車とされているところであり（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第13条第1項第1号の6）この「国家公安委員会が定める基準」を国家公安委員会告示として定めるもの。

2 内容（別添1）

令第13条第1項第1号の6に規定する「国家公安委員会が定める基準」として、

- ・ 重度の傷病者でその居宅において療養している患者（以下単に「患者」という。）の患家からいつでも連絡を受けることができる医師又は看護職員及び当該患家の求めに応じて患者の居宅をいつでも往診することができる医師をあらかじめ指定し、その氏名、連絡先、担当日等を文書により当該患家に提供していること
- ・ 患者の疼痛等を直ちに緩和することが必要な場合において、自動車による緊急の往診をすることができること

を定めることとする。

3 意見公募手続の実施結果（別添2）

平成21年2月13日から3月14日までの間、国家公安委員会告示案に対する意見公募手続を実施した結果、3件の意見が寄せられた。

4 今後の予定

施行日 平成21年4月1日